

## 現行日本商標法の拒絶理由の整理

	現行日本商標法	O H M型	ドイツ型	イギリス型
絶対的拒絶理由	3条1項 1号(普通名称)			
	2号(慣用商標)			
	3号(品質・形状等)			
	4号(ありふれた氏・名称)	1	1	1
	5号(極めて簡単でありふれた標章)			
	6号(1~5号の総括規定)			
規定なし	- (識別性を欠く商標)			
3条2項	3条2項(使用による識別性の発生)			
相対的拒絶理由3	4条1項 1号(国旗等)			
	2号(国の紋章)			
	3号(国際機関等の標章)			
	4号(赤十字)			
	5号(監督用又は証明用印章)			
	6号(国・地方公共団体の機関)			
	7号(公序良俗)			
	9号(博覧会の賞) 2	-	-	-
	16号(品質等の誤認)			
	17号(ぶどう酒・蒸留酒の産地)		-	-
	18号(不可欠な立体的形状)		-	
	4条1項 8号(他人の肖像・氏名・名称等)	4	5	-
	10号(周知商標)		6	
	11号(同一・類似の登録商標)			
	12号(防護標章) 7	-	-	-
	13号(消滅後1年未満の登録商標) 7	-	-	-
	14号(種苗の品種登録)	-	5	
	15号(混同のおそれ)			
	19号(著名商標に対する不正の目的)			

1 これらは明確な規定がないものの、絶対的拒絶理由の「識別性を欠く商標」として取り扱われているものと考える。

2 現行日本商標法4条1項9号は我が国のみの拒絶理由であるが、その趣旨から絶対的拒絶理由と考えられる。

3 イギリス商標法では、相対的拒絶理由も職権審査の対象とされている(37条)。

4 欧州共同体規則では、審判・反訴における無効の相対的理由とされている(52条)。

5 ドイツ商標法では、これらは無効事由とされている(51条)。

6 ドイツ商標法では、パリ条約6条の2に関係する周知商標の保護は、職権審査の対象とされている(10条)。

7 現行日本商標法4条1項12号及び13号は我が国のみの拒絶理由であるが、その趣旨から相対的拒絶理由と考えられる。